

5農振第3245号
令和6年3月28日

長野県知事 殿

農林水産省農村振興局長

「太陽光発電設備を農地の法面又は畦畔に設置する場合の取扱いについて」の一部改正について

「太陽光発電設備を農地の法面又は畦畔に設置する場合の取扱いについて」（平成28年3月31日付け27農振第2442号農林水産省農村振興局長通知）を、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成25年3月31日付け24農振第2657号農林水産省農村振興局長通知）の廃止及び「「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」の制定について」（令和6年3月25日付け5農振第2825号農林水産省農村振興局長通知）の制定に伴い、別紙新旧対照表のとおり改正することとしたので、御了知の上、関係事務を適切に処理されたい。
なお、貴管内の市町村長に対しては、貴職から通知願いたい。